

## 令和8年度滋賀県立河瀬高等学校高架水槽更新業務契約書（案）

本業務について、発注者 滋賀県立河瀬高等学校長 と受注者  
は、双方の合意に基づき次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的および契約金額）

第1条 受注者は、次の契約金額をもって、別添の「令和8年度滋賀県立河瀬高等学校高架水槽更新業務仕様書」に掲げる業務を行うものとする。

契約金額 円（うち消費税および地方消費税の額 円）

（善管注意義務）

第2条 受注者は、業務の履行に当たり、発注者の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

（履行期限、履行場所および契約保証金）

第3条 履行期限、履行場所および契約保証金は、次のとおりとする。

- （1）履行期限 令和8年10月16日（金）
- （2）履行場所 滋賀県立河瀬高等学校内  
滋賀県彦根市川瀬馬場町975番地
- （3）契約保証金 免除

（検査および引渡し）

第4条 発注者は、受注者から業務が完了した旨の通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行うものとし、検査に合格した目的物について、その引渡しを受けるものとする。

（契約金額の支払）

第5条 発注者は、第4条の検査に合格した目的物の引渡しを受けた後、受注者の発行する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

2 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による契約金額の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

3 前金払および部分払は、これを行わないものとする。

（危険負担）

第6条 第4条の引渡しの完了前までに発注者の責に帰することができない理由により生じた損害については、受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 第4条の規定により引き渡された目的物が本契約に定められた内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

4 受注者が契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行期限の延長)

第8条 受注者は、履行期限内に業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が受注者の責めに帰することができないときは、発注者は、相当と認める日数の履行期限の延長を認めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第9条 受注者は、自らの責めに帰すべき理由により履行期限内に業務を完了することができないときは、契約金額に対し、履行期限の翌日から業務を完了するまでの日数に応じて、当該納期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を違約金として発注者に支払うものとする。

2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

3 発注者は、第1項の違約金のあるときは、これを契約金額および第3条の契約保証金がある場合は当該金額から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(損害賠償)

第11条 発注者および受注者は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

(業務内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めた時は業務の内容を変更し、または業務を一時中止することができる。この場合において、履行期限、契約金額その他の契約条件を変更する場合は、発注者受注者協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けるときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は発注者受注者協議して定める。

(特別な事情による契約金額の変更)

第13条 受注者は、履行期間中に市場価格等の上昇その他の予期することのできない特別な事情により契約金額が著しく不相当となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。

2 発注者は受注者から前項の申出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。

3 第1項に定める申出を受けて発注者および受注者が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、履行期限内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 受注者が、正当な理由がなく着手しないとき。

(3) 受注者が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 受注者が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、また許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。

(5) 受注者がこの契約の入札等に当たり談合その他の不正行為をしたとき。

(6) 受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき。

2 受注者は、談合その他入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、発注者が契約に違反したため、業務を履行することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

(誓約書)

第16条 受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、（別紙）誓約書のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第17条 受注者は、この契約の履行に当たり第14条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

(施工時等の自動車の使用)

第18条 受注者は、施工時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(合意管轄)

第19条 発注者および受注者は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の事項)

第20条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則その他の法令の定めるところによる。

2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印して、各自1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 滋賀県彦根市川瀬馬場町975番地  
滋賀県立河瀬高等学校長

受注者

(別紙)

## 誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

### 記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。